

簡易ガス団地のお客さまへ
LPガスをご利用のお客さまへ

松江市ガス局

島根県LPガス価格高騰緊急対策事業のお知らせ

日頃より、松江市ガス事業に対してご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
このたび松江市ガス局では、島根県において実施されるLPガス料金の負担軽減を図ることを目的とした島根県LPガス価格高騰緊急対策事業に参画することといたしました。
つきましては、下記のとおり簡易ガス料金並びにLPガス料金について、島根県の補助金による値引きを実施いたしますのでお知らせいたします。

なお、**お客さまご自身でのお手続きは不要**です。

1. 対象

簡易ガス団地並びにLPガスをご利用のお客さま

2. 対象期間

令和5年10月検針分(9月使用分)～令和5年12月検針分(11月使用分)のガス料金

3. 値引きの額と方法

- ・**最大4,250円(税別)を値引きいたします。**
- ・下表の検針月ごとに、お客さまのガス料金(税込)から値引き額(税別)に消費税額を加えた金額の値引きを行い請求いたします。

検針月	値引き額(税別、上限)	値引き額(税込、上限)
10月	▲1,500円	▲1,650円
11月	▲1,500円	▲1,650円
12月	▲1,250円	▲1,375円
合計	▲4,250円	▲4,675円

【必ずお読みください】

- ※検針月のガス料金が値引き額未満の場合、値引き額はガス料金と同額になります。
- ※ガス料金が所定の値引き額に達しない場合、ガス料金の範囲内の金額を値引きするため、値引額の合計が4,250円(税別)にならない場合があります。
- ※10月検針のない方は、11月以降の値引きはありません。
- ※値引き後のガス料金について、口座振替の方は「ガス使用量のお知らせ(検針票)」で、払込みの方は「納入通知書」でご確認ください。
詳しくは松江市ガス局までお問い合わせください。

【ガス料金の値引きに関するお問い合わせ先】

松江市ガス局 (ガス小売登録番号：H0007)

営業推進課 料金グループ TEL：0852-21-0012

受付時間 8：30～17：15迄(土日・祝祭日、年末年始を除く)

※25m³/月を超えてLPガスをご利用のお客さま、ガスボンベやタンク等でLPガスを購入・利用のお客さまには、別途、給付金による支援があります。詳しくは裏面をご覧ください。

25m³/月を超えてLPガスをご利用のみなさま

LPガス価格高騰緊急支援給付金

対象者 ガスメーターを介してLPガスを使用するご家庭や企業等で、令和5年1月～9月の間に、25m³を超える使用量の月が、ひと月以上ある方

支援内容 各月の使用量に応じて給付金を支給します。

◆ 給付金額 = **20円** ※1 /m³ × (使用量 - 25m³ ※2)

- ※1 9月分の支援単価は半額の10円になります
- ※2 25m³以下については、別途値引きによる支援が行われています
- ※3 上限は120万円/月（9月分は半額の60万円/月）です
- ※4 対象外：国・県・市町村並びに国・県・市町村から委託又は補助等でガス代が補填される施設の管理者
ご不明な点などありましたら、下記LPガス価格高騰緊急対策事業事務センターまでお問い合わせください

支給のめやす

- ・毎月 30m³ 使用した場合 総額 850円
- ・毎月 50m³ 使用した場合 総額 4,250円
- ・毎月100m³ 使用した場合 総額 12,750円
- ・毎月600m³ 使用した場合 総額 97,750円

手続き 給付を受けるためには**申請手続きが必要**です。

【申請期間】令和5年10月2日（月）から令和5年12月11日（月）必着

【申請方法】専用の申請書に必要事項をご記入の上、必要な書類とあわせて、「LPガス価格高騰緊急対策事業事務センター」までご送付ください。

ガスメーターを介さずにLPガスをご利用のみなさま

- ◆ガスボンベやタンク等でLPガスを購入・使用（工業・農業用、露店など）している場合、別途給付金による支援があります。詳しくは下記ホームページ等をご覧ください。

【給付金の申請・お問い合わせ先】

9月4日（月）
開設予定

LPガス価格高騰緊急対策事業 事務センター

〒690-0887 島根県松江市殿町 111 松江センチュリービル3F

電話：0852-67-3641 FAX：0852-67-3642

Email：shimane-lpg-kyufukin@sanin-chuo.co.jp

ホームページ：https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp



ホームページQRコード